



佐賀県公報

平成17年
2月28日
(月曜日)
第 12573号

器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項各号のい
ずれかに該当する特定計量器に係る定期検査を、社団法人佐賀県計量協会がそ
れぞれの特定計量器の所在の場所で、次のとおり実施する。

平成十七年二月二十八日

目 次 告 示

（◎印は、県例規集に登載するもの）

○特定計量器所在場所定期検査	（七五・くらしの安全安心課）	一	検査区域	佐賀県知事 古川 康
○悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準の一部改正	（七五・くらしの安全安心課）	一	対象となる特定計量器	検査期間
○生活排水対策重点地域の指定の一部改正	（七六・環境課）	一	平成一七年四月一日から平成一八年三月三一日まで	唐津市（旧浜玉町、旧巖木町、旧相知町、旧北波多村、旧肥前町、旧鎮西町及び旧呼子町の区域に限る。）、小城市、佐賀郡、神埼郡、三養基郡、東松浦郡、西松浦郡、杵島郡及び藤津郡
○騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準の一部改正	（七七・環境課）	二	分銅及びおもり	
○振動規制法に基づく振動の規制地域及び規制基準の一部改正	（七八・環境課）	二		
○生活排水対策重点地域の指定の一部改正	（七九・環境課）	三		
○環境基本法に基づく公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定の一部改正	（八〇・環境課）	三		
○化製場等に関する法律に基づく動物の飼養又は収容の許可を受けなければならない区域の指定の一部改正	（八一・生衛生課）	三		
○土地収用法に基づく事業の認定	（八二・土地対策課）	四		
○佐賀県屋外広告物条例に基づく広告物禁止区域等の指定の一部改正	（八三・土地対策課）	四		
○市町の廃置分合に伴う小城市の人口	（八四・まちづくり推進課）	六		
○町の廃置分合に伴うみやき町の人口	（八五・市町村課）	六		

○ 告 示

● 佐賀県告示第七十五号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量

● 佐賀県告示第七十六号
悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準（昭和五十年佐賀県告示第六十四号）の一部を次のように改正し、平成十七年三月一日から施行する。
平成十七年二月二十八日

佐賀県知事 古川 康

本文中「発生する悪臭物質」を「発生する悪臭原因物」に、「第四条」を「第四条第一項」に、「における悪臭物質」を「における特定悪臭物質」に改め、「なお、規制地域を指定した時期ごとに色分けして表示した図面は、佐賀県環境生活局環境課、関係市役所及び関係町村役場において縦覧に供する。」を削る。

一 規制地域を次のように改める。

佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、諸富町、川副町、東与賀町、久保田町、大和町、富士町、神埼町、千代田町、三田町、東脊振村、基山町、上峰町、七山村、玄海町、有田町、西有田町、山内町、北方町、大町町、江北町、太良町、塩田町及び嬉野町の区域のうち、別

添の図面において着色して示す区域、小城市の区域のうち芦刈町の区域並びに小城町、三日月町及び牛津町の区域内で別添の図面において着色して示す区域、みやき町の区域のうち旧北茂安町及び旧三根町の区域並びに旧中原町の区域内で別添の図面において着色して示す区域並びに白石町の区域のうち旧福富町及び旧有明町の区域並びに旧白石町の区域内で別添の図面において着色して示す区域並びに三瀬村の全域

(別添の図面は省略し、佐賀県くらし環境本部環境課並びに関係市役所及び関係町村役場において総覽に供する。)

二 規制基準の1 事業場の敷地の境界線の地表における規制基準の表中

「悪臭物質名」を「特定悪臭物質名」に改め、同一の2 事業場の煙突その他の気体排出口における規制基準の(1)中「悪臭物質」を「特定悪臭物質」に改め、同一の3 事業場の敷地外に排出される排出水中における規制基準中「悪臭物質」を「特定悪臭物質」に改め、同一の4 測定方法中「悪臭物質」を「特定悪臭物質」に改める。

●佐賀県告示第七十七号

生活排水対策重点地域の指定(平成四年佐賀県告示第二百七十七号)の一部を次のように改正し、平成十七年三月一日から施行する。

平成十七年二月二十八日

佐賀県知事 古川 康

〔唐津市・町田川流域生活排水対策重点区域〕を「〔旧唐津市・町田川流域生活排水対策重点区域〕」に、「〔小城町〕」を「〔小城市〕」に改める。

〔小城町〕を「〔小城市〕」に改める。

〔小城町〕を「〔小城市〕」に、「〔大字松尾〕」に、「〔大字松尾〕」に、「〔大字岩蔵〕」に、「〔大字船田〕」を「〔小城町船田〕」に、「〔大字晴氣〕」を「〔小城町晴氣〕」に改める。

●佐賀県告示第七十八号

騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準(平成四年佐賀県告示第三百九十九号)の一部を次のように改正し、平成十七年三月一日から施行する。

平成十七年二月二十八日

佐賀県知事 古川 康

一 指定地域中「のうち、」を「のうち旧浜玉町、旧厳木町、旧相知町、旧北波多村、旧肥前町、旧鎮西町及び旧呼子町の区域並びに旧唐津市の区域内で」に改め、「鹿島市」の下に「小城市」を加え、「中原町、北茂安町、三根町」を削り、「上峰町」の下に「みやき町」を加え、「小城町、三日月町、牛津町、芦刈町、浜玉町」、「厳木町、相知町、北波多村、肥前町」、「鎮西町、呼子町」及び「福富町、有明町」を削る。

二 時間及び区域の区分ごとの規制基準の備考の2の(1)中「唐津市」及び「浜玉町」を削り、「示す区域」の下に「並びに唐津市の区域のうち旧唐津市及び旧浜玉町の区域内で別添の図面において緑で着色して示す区域」を加え、同一の備考の2の(2)中「唐津市」及び「牛津町、浜玉町」を削り、「並びに」を「唐津市の区域のうち旧厳木町、旧相知町、旧北波多村、旧肥前町、旧鎮西町及び旧呼子町の区域並びに旧唐津市及び旧浜玉町の区域内で別添の図面において黄で着色して示す区域並びに小城市的区域のうち小城町、三日月町及び芦刈町の区域並びに牛津町の区域内で別添の図面において黄で着色して示す区域並びに」に改め、「中原町、北茂安町、三根町、小城町、三日月町、芦刈町」を「みやき町」に改め、「厳木町、相知町、北波多村、肥前町」、「鎮西町、呼子町」及び「福富町、有明町」を削り、同一の時間及び区域の区分ごとの規制基準の備考の2の(3)中「唐津市」及び「牛津町、浜玉

町」を削り、「示す区域」の下に「並びに唐津市の区域のうち旧唐津市及び旧浜玉町の区域内で別添の図面において赤で着色して示す区域並びに小城市的区域のうち牛津町の区域内で別添の図面において赤で着色して示す区域」を加え、同二の備考の2の(4)中「唐津市」及び「牛津町」を削り、「示す区域」の下に「並びに唐津市の区域のうち旧唐津市の区域内で別添の図面において青で着色して示す区域及び小城市的区域のうち牛津町の区域内で別添の図面において青で着色して示す区域」を加える。

「佐賀県環境生活局環境課」を「佐賀県くらし環境本部環境課」に改める。

●佐賀県告示第七十九号

振動規制法に基づく振動の規制地域及び規制基準(平成四年佐賀県告示第四百二号)の一部を次のように改正し、平成十七年三月一日から施行する。

平成十七年二月二十八日

佐賀県知事 古川康

- 一 指定地域
- 一 指定地域を次のように改める。

佐賀市、多久市、東与賀町、久保田町、大和町、神埼町、千代田町、上峰町、江北町及び白石町の全域、唐津市の区域のうち旧肥前町及び旧鎮西町の区域並びに旧唐津市、旧浜玉町、旧嚴木町、旧相知町、旧北波多村及び呼子町の区域内で別添の図面において青で着色して示す区域、小城市的区域のうち牛津町の区域内で別添の図面において青で着色して示す区域及び小城市的区域のうち牛津町の区域内で別添の図面において赤で着色して示す区域並びに小城市的区域のうち牛津町の区域内で別添の図面において赤で着色して示す区域並びに小城市的区域のうち牛津町の区域内で別添の図面において赤又は青で着色して示す区域並びに小城市的区域のうち牛津町の区域内で別添の図面において赤又は青で着色して示す区域」を加える。

二 時間及び区域の区分ごとの規制基準の備考の2の(1)中「唐津市」、「中原町」、「小城町、三日月町、牛津町、浜玉町」、「嚴木町、相知町、北波多村」及び「呼子町」を削り、「並びに」を「唐津市の区域のうち旧肥前町及び旧鎮西町の区域並びに旧唐津市、旧浜玉町、旧嚴木町、旧相知町、旧北波多村及び旧呼子町の区域内で別添の図面において緑で着色して示す区域、小城市的区域のうち昔刈町の区域並びに小城町、三日月町及び牛津町の区域内で別添の図面において緑で着色して示す区域並びにみやき町の区域のうち旧北茂安町及び旧三根町の区域並びに旧中原町の区域内で別添の図面において緑で着色して示す区域並びに」に改め、「北茂安町、三根町、昔刈町、肥前町、鎮西町」を削り、「白石町、福富町及び有明町」を「及び白石町」に改め、同二の備考の2の(2)中「唐津市」及び「牛津町、浜玉町」を削り、「示す区域」の下に「並びに唐津市の区域のうち旧唐津市及び旧浜玉町の区域内で別添の図面において赤又は青で着色して示す区域並びに小城市的区域のうち牛津町の区域内で別添の図面において赤又は青で着色して示す区域」を加える。

●佐賀県告示第八十号

生活排水対策重点地域の指定(平成五年佐賀県告示第二百五十四号)の一部を次のように改正し、平成十七年三月一日から施行する。

平成十七年二月二十八日

佐賀県知事 古川康

- 表中 「三日月町」を「小城市」に改める。

牛津町
「小城市」

環境基本法に基づく公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定（平成十二年佐賀県告示第四百八号）の一部を次のように改正する。

平成十七年二月二十八日

佐賀県知事 古川 康

表の別記の一中「東松浦郡肥前町」を「唐津市」に改める。

●佐賀県告示第八十二号

化製場等に関する法律に基づく動物の飼養又は収容の許可を受けなければならぬ区域の指定（平成十六年佐賀県告示第七百六十七号）の一部を次のように改正する。

平成十七年二月二十八日

佐賀県知事 古川 康

第十一号を削り、第十号の口中「北茂安町」を「みやき町」に改め、同号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 小城市

小城町、小城町松尾字屋敷、字明隈、字水ノ手、字天神、字東、字滝、字清水、字妙見、字城山、字一本、字二本、字松ヶ島、字八ツ戸、字一ノ坪、

字久保、字天神軒、字丁永、字高田、字東八反、字西八反、字山彦及び字布施ヶ里天神三角、小城町岩藏字二瀬川一角、字二瀬川二角、字二瀬川三角、

字二瀬川四角、字二瀬川五角、字松ヶ谷、字浦山、字中川原、字西谷一角及び字西谷二角、小城町畠田字一坪、字二坪、字三坪、字四坪、字五坪、字六坪、字七坪、字八坪、字九坪、字十坪、字十一坪、字十二坪、字十三坪、字十四坪、字十五坪、字十六坪、字十七坪、字十八坪、字十九坪、字二十坪、

平成十七年二月二十八日
佐賀県知事 古川 康
●佐賀県告示第八十三号
土地收回法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成十七年二月二十八日

佐賀県知事 古川 康

一起業者の名称

三根町

二 事業の種類

一割、字散一本二割、字散一本三割、字散二本四割、字散二本五割、字散二本一割、字散一本二割、字散一本三割、字出六本十三割、字出六本十四割、字出二十石分十七割、字散一本

三根町庁舎駐車場整備事業

本六割、字散二本七割、字散二本八割、字散二本九割、字散二本十割、字散三本十一割、字散三本十二割、字散三本十三割、字散三本十四割、字散三本十五割、字散三本十六割、字散三本十七割、字散三本十八割、字散三本十九割、字散四本二十割、字散四本二十一割、字散四本二十二割、字散四本二十三割、字散四本二十四割、字散四本二十五割、字散四本二十六割、字散四本二十七割、字散四本二十八割、字散四本二十九割、字散四本三十割、字寺浦浦二角、字寺浦三角、字寺浦四角、字庄、字三本松、字二本松三ノ角、字二本松一ノ角、字二本松二ノ角、字黒原一ノ角、字一本松六ノ角、字一本松七ノ角、字一本松八ノ角、字一本松九ノ角、字一本松十ノ角、字二本松、字一本松十一ノ角、字二本松五ノ角、字二本松四ノ角、字二本松六ノ角、字徳武、字徳武四ノ角、字徳武五ノ角、字徳武六ノ角、字君ヶ坂、字西福寺、字寄居、字一本松三ノ角、字一本松四ノ角、字一本松五ノ角及び字一本松十二ノ角並びに小城町栗原字一本松 三日月町久米字甘木 牛津町牛津字牛津一、字牛津二及び字天満町、牛津町柿樋瀬字江津、字西江津、字江四角、字江五角、字江八角、字柿四角、字柿十二角及び字柿十三角、牛津町上砥川字砥川町並びに牛津町勝字一本松

三 起業地

(一) 収用の部分

佐賀県三養基郡三根町大字市武字一本松及び二本松並びに大字西島字二本柳地内

(二) 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

(一) 法第二十条第一号の要件への適合性について

三根町庁舎駐車場整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第三条第三十一号に掲げる「地方公共団体が設置する庁舎」に関する事業に該当する。

(二) 法第二十条第二号の要件への適合性について

起業者である三根町は、一般会計等により既に財源措置を講じていること等から、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

よつて、本件事業は、法第二十条第二号に掲げる要件を満たすと判断される。

(三) 法第二十条第三号の要件への適合性について

ア 本件事業の施行により得られる公共の利益について

現在の三根町庁舎の来客用駐車場のほとんどは町道を挟み、職員等駐車場は国道を挟んでいるうえ、会議等の際は来客用駐車場の不足から路上駐車が発生している。また、三根町は平成十七年三月一日に中原町、北茂安町と合併しそうになった後も三根町庁舎を分庁舎として活用することになつており、現在と同程度の駐車場利用が見込まれる。このため、本件事業により現在の庁舎敷地の隣接地に駐車場の整備を行う。

これにより、前述の問題が解消され、町民の利用しやすい庁舎となり、

住民参加のまちづくり及び住民サービスの向上に寄与することが見込まれる。

また、災害時の避難地としても利用する計画となつていて。

これらのことから、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいと判断される。

イ 本件事業の施行により失われる利益について

工事内容等から周辺環境への影響は小さいものと考えられること、事業計画に対する地域住民の反対がないこと等から、本件事業の施行により失われる利益は軽微なものと判断される。

ウ 代替案について

起業地は、庁舎周辺の三候補地について、現庁舎と新設駐車場の位置関係による利便性、工事費等の経済的条件等を総合的に勘案して検討がなされた結果、最も適切な候補地が採用されている。

エ 比較衡量

アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べたように起業地は他の候補地と比較して最も適切であると認められることから、本件事業は法第二十条第三号の要件を満たすと判断される。

(四) 法第二十条第四号の要件への適合性について

（三）のアで述べた問題が生じていることから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

また、本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の目的を実現するために必要な範囲であると認められる。

さらに、起業地の範囲は一時的な利用に供されるものは存在せず、使用的手段には馴染まないため、収用の手段を講じることは合理的であると認められる。

よつて、本事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号に掲げる要件を満たすと判断される。

(五) 結論

以上のとおり、本事業は法第二十条各号の要件をすべて満たすものと判断されるため、同条の規定に基づき事業の認定をするものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所
三根町建設課

●佐賀県告示第八十四号

佐賀県屋外広告物条例に基づく広告物禁止区域等の指定（昭和五十八年佐賀県告示第三百六十一号）の一部を次のように改正し、平成十七年三月一日から施行する。

平成十七年二月二十八日

佐賀県知事 古川 康

第二号の表の佐賀県重要文化財の星巖寺樓門一棟の項中「小城郡小城町大字畠田」を「小城市小城町畠田」に改める。

第八号のロの表の一般国道の三四号の項中

「起点から鳥栖市と三養基郡中原町との境界まで

「起点から鳥栖市と三養基郡みやき町との境界まで

改め、同表の一般国道の一〇三号の項中

「小城郡小城町道西小路平原線との交点から同郡三日月町道大手町長神田線との交点まで

「小城市市道西小路平原線との交点から同市市道大手町長神田線との交点まで

に

を

に

を

改め、同表のハの表の一般国道の一〇三号の項中「小城郡三日月町」を「小城市」に改め、同表の県道の佐賀外環状線の項中「小城郡三日月町」を「小城市」に改め、同表の県道の佐賀外環状線の項中「小城郡三日月町」を「小城市」に改める。

●佐賀県告示第八十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百七十七条第一項の規定により、平成十七年三月一日から小城郡小城町、同郡三日月町、同郡牛津町及び同郡芦刈町を廃し、その区域をもつて小城市を設置する場合の小城市的人口を、次とおり告示する。

平成十七年二月二十八日

佐賀県知事 古川 康

小城市 四五、三七五人

次とおり告示する。

平成十七年二月二十八日

佐賀県知事 古川 康

みやき町 二八、一七六人

「小城市市道西小路平原線との交点から同市市道大手町長神田線との交点まで